

市川地方卸売市場業務規程施行規則 別紙 1

○ 卸売業者の保証金の額

施行規則第 8 条に規定する額は、次のとおりとする。(規程第 6 条)

部	前年(暦年)の卸売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)	保証金の額
青果部	30 億円未満のもの	220 万円
	30 億円以上 50 億円未満のもの	400 万円
	50 億円以上 100 億円未満のもの	600 万円
	100 億円以上のもの	720 万円
花き部	10 億円未満のもの	70 万円
	10 億円以上 20 億円未満のもの	110 万円
	20 億円以上 30 億円未満のもの	150 万円
	30 億円以上のもの	170 万円

○ 買受人組合の保証金の額

施行規則第 21 条に規定する額は、次のとおりとする。(規程第 6 条)

組合名	保証金の額
市川青果卸売協同組合	340,200 円
市川市青果小売商協同組合	543,132 円
市川市行徳青果協同組合	283,176 円
葛南青果協同組合	207,720 円

○ 関連事業者の保証金の額

第 30 条に規定する額は、次のとおりとする。

(1) 甲種業務(施行規則 23 条第 1 項)

売場使用面積	保証金の額
22 平方メートル以内のもの	20 万円
22 平方メートルを超え 44 平方メートル以内のもの	40 万円
44 平方メートルを超え 66 平方メートル以内のもの	60 万円
66 平方メートルを超えるもの	70 万円

(2) 乙種業務(施行規則第 23 条第 2 項)

売場使用面積	保証金の額
51 平方メートル以内のもの	49 万円
51 平方メートルを超えるもの	70 万円
キッチンカー等を利用し売場を使用しないもの	免除

○ 市場使用料の額（規程第 7 条）

（1）施行規則第 34 条に規定する基本使用料

種 別		金 額	
卸売業者売場使用料		1 平方メートルにつき	月額 250 円
仲卸業者売場使用料		1 平方メートルにつき	月額 600 円
事務所使用料		1 平方メートルにつき	月額 700 円
低温庫使用料		1 平方メートルにつき	月額 1,200 円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	月額 600 円
関連店舗使用料	甲種	1 平方メートルにつき	月額 1,500 円
	乙種	1 平方メートルにつき	月額 1,600 円
会議室使用料		1 時間につき	250 円
土地使用料		1 平方メートルにつき	月額 150 円
買受人組合事務所使用料		1 平方メートルにつき	月額 700 円

（2）減額等使用料（取締役員会で承認された額：平成 31 年 4 月改正）

種 別		金 額	
卸売業者売場使用料		1 平方メートルにつき	月額 200 円（長印・FAJ238 円）
仲卸業者売場使用料		1 平方メートルにつき	月額 480 円
事務所使用料		1 平方メートルにつき	月額 560 円（長印・FAJ665 円）
低温庫使用料		1 平方メートルにつき	月額 960 円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	月額 480 円
関連店舗使用料	甲種	1 平方メートルにつき	月額 1,200 円
	乙種	1 平方メートルにつき	月額 1,280 円
会議室使用料	場内	1 時間につき	500 円
	一般	1 時間につき	700 円
土地使用料		1 平方メートルにつき	月額 120 円
買受人組合事務所使用料		1 平方メートルにつき	月額 560 円
駐車場使用料	積載重量 2 t 以下	1 台につき	月額 1,500 円
	積載重量 2 t 以上 4 t 以下	1 台につき	月額 7,500 円
	積載重量 4 t 以上	1 台につき	月額 15,000 円

（3）新規賃貸借使用料（取締役員会で承認された額：令和 2 年 6 月改正）

規程第 7 条に定める使用料は、新規契約にあつては施行規則第 34 条に規定する基本使用料を適用するものとする。

電気使用料のうち、共用部分の負担区分（規程第7条）

1. 仲卸共用部分 （関東青果・市川花きを 除く）	対象事業者	負担割合
	(株)東市	20%
	(株)万仁	20%
	(株)東青卸センター	20%
	(有)ヤママス	20%
	(有)鏡商店	20%
	請求料金	100%

2. 青協共用部分	対象事業者	負担割合
	市川市青果小売商協同組合	20%
	市川市行徳青果協同組合	20%
	葛南青果商協同組合	20%
	関東青果販売(株)	40%
	請求料金	100%

※：各青協の買受人数（毎年4/1現在）により按分

3. 管理棟エレベーター （2基）	対象事業者	負担割合
	関連事業者組合	90%
	開設者	10%
	請求料金	100%

※：エレベーター電気料は覚書にて負担割合を「組合9：開設者1」としている。

4. 管理棟2階通路	対象事業者	負担割合
	関連事業者組合	70%
	開設者	30%
	請求料金	100%

※：2階通路電気料は覚書にて面積割し「組合(552㎡)7：開設者(180㎡)3」としている。

5. 仲卸売場外コンセント	対象事業者	負担割合
	(有)ヤママス	50%
	(有)鏡商店	50%
	請求料金	100%